

南三陸町震災復興基本方針の骨子

～「創造的復興をめざして」～

1 基本方針策定の趣旨、位置づけ

震災復興基本方針は、東日本大震災による未曾有の被害からの復興に向け、町の基本的な考え方や方向性を示すものであり、基本方針に基づき、「震災復興計画」を策定し、具体的な復旧・復興に向けた事業展開を図るものである。なお、「震災復興計画」は、「南三陸町総合計画」の目指すまちづくりの基本理念、まちの将来像を踏まえ策定します。

2 策定に当たったの基本理念

甚大な犠牲と被害を被った東日本大震災から南三陸町を迅速に蘇らせ、未来に誇れる町を創り出すことは、亡くなられた犠牲者の皆様に報いる私たちの責務です。このことを深く胸に刻み、その理念を「『自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち』への創造的復興」と定め、南三陸町で再び生活することを願う住民全員が安心と希望を持って復興に取り組めるよう、町に関わる全ての方々力を結集して実現していきます。

3 基本的な考え方

上記理念の下、三つの目標と二つの方策を基本方針として定めます。

目標 1 安心して暮らし続けられるまちづくり

どのような災害に遭遇しても命が守られ、安全で安心して暮らし続けることができる町、集落及び地域社会を創造的に復興させます。

目標 2 自然と共生するまちづくり

自然への畏怖畏敬の念を忘れることなく、豊穰の海からの恵に感謝しながら、自然と共生するまちづくりを進めます。

目標 3 なりわいと賑わいのまちづくり

漁業や農業及び観光を中心とする町の産業を再生し、全ての人々のなりわいを確保し、さらに新しい産業の創出を目指します。

方策 1 町と地域が力を合わせ協働で取り組むまちづくり

全ての町民、企業、各種団体の力を結集し、町のリーダーシップのもと、役割を分担して創造的復興に取り組みます。

方策 2 町の主体性を堅持し国・県と連携して進めるまちづくり

国や宮城県と連携しながら、町と全ての町民の主体的な取り組みを堅持

して、スピード感を持って進めます。

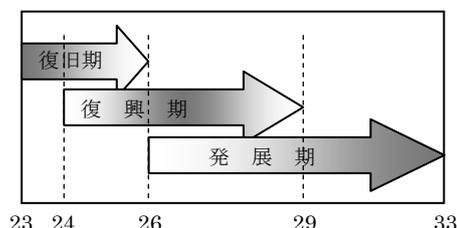
4 創造的復興の目標年次及び計画期間

新しい地域を創造する復興計画の期間を10年間とし、創造的復興の目標年次を平成33年3月とします。

「復旧期」(平成23～25年度)

「復興期」(平成24～29年度)

「発展期」(平成26～32年度)



5 各計画期間における施策の骨格

(1) 復旧期

- ① 復興計画の策定
- ② 防災機能(防災無線、災害監視体制、河川・護岸堤防)の応急的復旧
- ③ 行方不明者の捜索と瓦礫処理
- ④ ライフラインの復旧と応急仮設住宅の迅速な整備
- ⑤ 住宅地域と産業地域の明確化(職住分離)と用地確保
- ⑥ 水産業・水産関連産業基盤の仮復旧と雇用の確保
- ⑦ 医療・福祉・教育体制の応急的復旧

(2) 復興期

- ⑧ 新しい土地デザインに基づく町土の新構築
- ⑨ 新しい防災基盤の建設
- ⑩ 各種産業基盤の本格的整備と雇用の拡大
- ⑪ 住宅用地の確保・整備及び住宅建設の推進
- ⑫ 各種産業における事業形態の集約等の効率的事業展開推進
- ⑬ 医療・福祉・教育基盤の強化・充実
- ⑭ 行政基盤の再構築

(3) 発展期

- ⑮ 循環型社会の実現
- ⑯ 各種ツーリズム等の発展型観光産業、第6次産業等の積極的展開
- ⑰ 個性あふれる商品開発の推進とブランド化
- ⑱ 疾病予防の推進と長寿社会の確立
- ⑲ 高速情報通信網の全町的整備
- ⑳ 生涯学習、文化スポーツ活動の推進

6 復興の体制

庁内に東日本大震災南三陸町復興対策本部(仮称)を設立し、町議会と連

携して震災復興計画の策定や具体的施策の調整・決定を図っていきます。

また、震災復興計画策定に当たっては、有識者や関係機関等からなる震災復興計画策定会議（仮称）及び広く住民の意見を反映させるための震災復興町民会議（仮称）等を設置し震災からの復興の具体的路程の明確化を図っていきます。